

JPRS-ADV-2015001

2015年9月15日

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹



諮問書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

不正行為に使われている JP ドメイン名へのレジストリとしての対応について

2. 諮問理由

現在、インターネットにおいて、不正侵入によるデータ詐取、DDoS 攻撃、フィッシング、スパムメールの配信、児童ポルノの流通など様々な不正行為が氾濫しており、インターネットの安心・安全が脅かされています。これに対して、不正行為の種類に応じ、当局や関係機関などが連携し、対応が進められています。

JPRS では、裁判所から不正利用などを理由としてそのドメイン名の使用の差し止めが命じられたことを確認した場合、そのドメイン名を取り消しています。また、JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）における裁定に基づき、廃止や移転などの手続きを行っています。その他にも、不正行為への対応の要請を受けた場合、インターネットに関するトラブルを扱う関係機関への誘導を行っています。

特に、フィッシングについては、その被害防止においてドメイン名レジストリが担うべき活動の方針について2007年8月23日に諮問し、2008年3月18日に次の主旨の答申を受領しました。

- これまでと同様に、JPRS は、ドメイン名の文字列や使い方の妥当性を自ら判断することによりドメイン名を使用停止にすることはせず、指定事業者の協力を



得て対処することが適切である。

- ・ ただし、インターネット利用者の安心・安全を守るため、重大かつ緊急の場合には、信頼できる第三者機関の判断に基づき、JPRS がドメイン名の使用停止を行えるようにしておくことも必要である。

これに従い、JPRS では、インターネットユーザーなどからフィッシングに関する申告を受けた場合、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）および指定事業者と連携して対応しており、これまでの事案では、JPRS によるドメイン名の使用停止の措置に至ったものではありません。しかし、フィッシングの被害は年々増えており、今まで以上に重大かつ緊急な対応を要するものが多くなるのが危惧されます。

一方で、フィッシング以外の不正行為も社会問題として大きくなっており、マルウェアの配布や児童ポルノの流通といった早期に対応しなければ被害が急速に深刻化するものが増えています。

また、不正行為への対応として、レジストリに対し、不正行為が行われている Web サイトのドメイン名のネームサーバー設定削除やドメイン名を取り消すことにより、不正行為が行われている Web サイトへのアクセスなどを遮断できないかという要請が従来以上に関係機関や政府などから寄せられるようになってきています。

これらのことから、レジストリとして、不正行為に使われているドメイン名への対応について改めて検討する必要があると考えます。

不正行為に使われている JP ドメイン名へのレジストリとしての対応について検討を進めるにあたり、特に、以下の点が論点になると考えています。

1. どのような不正行為を対象とすべきか。
2. 個別の事象が不正行為であるか否かを誰が判断すべきか。
3. 不正行為に使われている JP ドメイン名に対し、どのような連携・対応を行うべきか。

上記のような観点から、不正行為に使われている JP ドメイン名へのレジストリとしての対応に関する方針及び留意点についてご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上